証券コード：9346

第12回　定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2023年９月28日（木曜日）午前10時
受付開始：午前９時30分

開催場所

ステーションコンファレンス川崎 Room A
神奈川県川崎市幸区大宮町１番地５
カワサキデルタ　JR川崎タワーオフィス棟３階

議　　案

第１号議案　監査役１名選任の件
第２号議案　取締役の報酬等の額改定の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権行使期限
2023年９月27日（水曜日）午後６時まで

株式会社ココルポート

証券コード　9346
2023年９月12日
（電子提供措置開始日2023年９月７日）

株　主　各　位

神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目５番11号
株式会社ココルポート
代表取締役社長　佐　原　敦　矢

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.cocorport.co.jp/
（上記のウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ココルポート」又は「コード」に当社証券コード「9346」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年９月27日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2023年９月28日（木曜日）午前10時

2．場　　所　ステーションコンファレンス川崎　Room A
神奈川県川崎市幸区大宮町１番地５
カワサキデルタ　JR川崎タワーオフィス棟３階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第12期（2022年７月１日から2023年６月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　監査役１名選任の件

第２号議案　取締役の報酬等の額改定の件

４．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご発送に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2023年９月28日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前９時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年９月27日（水曜日）
午後６時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年９月27日（水曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

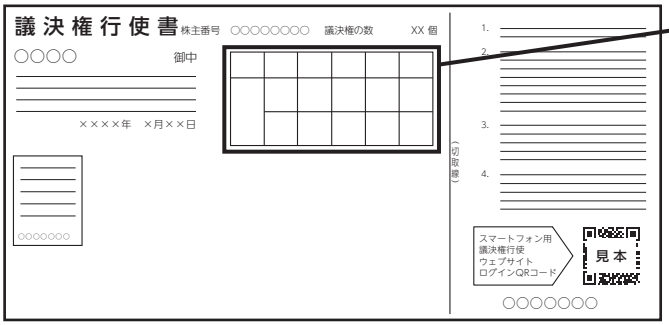

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・２号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

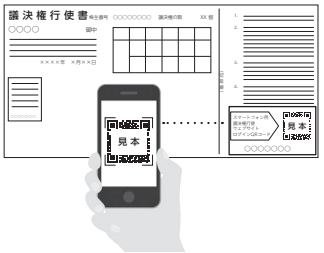

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

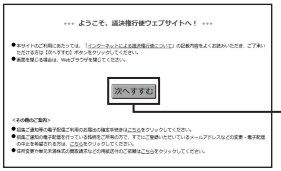

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

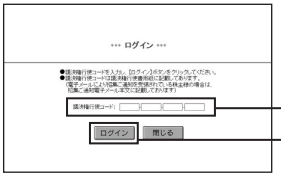

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

事　業　報　告

（2022年７月 １日から
2023年６月30日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のマイナス影響が徐々に縮小し、個人消費を中心に持ち直しの動きが見られます。景気の先行きについては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動レベルの段階的な引上げが期待されるものの、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。また、世界的なインフレや金利の上昇が進む中、わが国においては、長期化するウクライナ情勢に伴うエネルギー価格の高騰に加え急激な為替変動等による物価上昇が進むなど、当面不透明な状況が続くものと見込まれております。

当社を取り巻く障害福祉サービス業界においては、障害者数は増加傾向にあり1,160.2万人となっております（内閣府「令和５年度版障害者白書」）。また、障害者の法定雇用率（民間企業に義務付けられている障害者の雇用率）は段階的に引上げられ、2021年３月には2.3%となりました(1976年時点の法定雇用率は1.5%）。2018年には精神障害者が障害者雇用義務の対象に加わりました。厚生労働省「令和４年　障害者雇用状況の集計結果」によると、民間企業における雇用障害者数「61万3,958人」、実雇用率（民間企業に実際に雇用されている障害者の雇用率）「2.25%」はともに過去最高を更新しております。一方で、実雇用率は2.25%と法定雇用率2.3%に届かず、また法定雇用率達成企業の割合は48.3%となっていることもあり、また、法定雇用率自体も2024年４月に2.5%、2026年７月に2.7%に益々引上げられる（厚生労働省「障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について」）ことから、今後も障害者雇用の拡大は見込まれ、それを支援する障害福祉サービスの拡大余地も引き続き大きいと考えられます。

このような環境の下、当事業年度においても社会課題解決に応えるべく拠点数増加を推進し、前事業年度末の78拠点（就労移行支援事業所61拠点、自立訓練（生活訓練）事業所（Cocorport College）16拠点、指定計画相談支援事業所１拠点）から15拠点増加し合計93拠点へと拡大し（就労移行支援事業所69拠点、自立訓練（生活訓練）事業所（Cocorport College）23拠点、指定計画相談支援事業所１拠点）、サービスの拡大を図ってまいりました。

これらの結果、当事業年度における経営成績は、売上高5,083,804千円(前期比21.7％増）、営業利益612,349千円(前期比61.0％増）、経常利益596,362千円(前期比60.0％増）、当期純利益452,903千円(前期比75.0％増）となりました。

なお、当社は指定障害福祉サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

※本事業報告においては法律用語である「障害」という表記を用いておりますが、ホームページやパンフレットでは、法律用語以外は「障がい」と表記しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は120,735千円であり、その主なものは、事業所の新規開設のための有形固定資産の投資となっております。

③ 資金調達の状況

当事業年度中において、当社は東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、2023年３月30日を払込期日として、公募増資（ブックビルディング方式による募集）による250,000株の新株発行により、724,500千円の資金を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (2020年６月期)	第 10 期 (2021年６月期)	第 11 期 (2022年６月期)	第 12 期 (当事業年度) (2023年６月期)
売　上　高 (千円)	2,435,109	3,325,346	4,176,184	5,083,804
経　常　利　益 (千円)	117,861	274,277	372,768	596,362
当　期　純　利　益 (千円)	77,915	200,341	258,746	452,903
１株当たり当期純利益　(円)	24.31	62.52	80.75	138.39
総　資　産 (千円)	830,371	1,158,511	1,435,478	2,508,498
純　資　産 (千円)	152,016	352,357	611,104	1,810,242
１株当たり純資産　(円)	47.44	109.96	190.70	506.02

（注）当社は、2020年12月３日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、法令を遵守し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、継続的に企業価値を高めていく上で、以下の項目を重要課題として取り組んでまいります。

① 知名度の向上
当社は、「指定障害福祉サービス」を行っておりますが、事業内容の認知度はまだまだ高いとは言えず、今後は当社の事業をより浸透させることが求められます。当社は、非就労フェーズ（通所が週２日程度で職業準備性が低い）の障害者も含めた幅広い受け入れを行っているた

め、知名度向上が利用者獲得（紹介）の機会増につながるものと考えており、１人でも多くの障害のある方に自立に向けた支援を提供することを通じて、自分らしく前向きに地域社会へ参加する人が増えるように取り組んでまいります。

② 人材の確保と社員育成

当社における事業はすべて障害のある方に対する直接的な支援であり、重要指標である利用者数（通所数）、就職者数、定着者数（定着率）等を継続的に保つための最大の要素は、高品質なサービスを提供できる人材の質であるとの認識から、人材の「採用と育成」に大きな経営資源を割いております。そのため、当社の理念に共感していただける人材の継続的確保及び定着化を重要な課題の一つとして認識しております。

③ 就労定着支援サービスの強化

当社の就労定着支援サービスにおきましては、当社サービスを経て就職をした利用者が、その職場で長く働き自立することができるようになるまで支援することが必要であると認識しております。当社では、笑顔で長く働き続けられるよう、「就業面」はもちろん、「生活面」や「体調面」も含めて、土台からしっかりサポートするため月１回以上の面談を必須にするなど、今後も一層の支援を図ってまいります。

④ 自立訓練（生活訓練）サービスの強化

2020年４月からサービス提供を開始している自立訓練（生活訓練）サービスを強化することは、社会課題である引きこもりの解消につながると考えております。また、就労移行支援サービス利用前段階の方（就職までまだ考えられない方）を自立訓練（生活訓練）サービスで受け入れることにより、自立訓練（生活訓練）サービス利用終了後に就労移行支援サービス（就職後は就労定着支援サービス）を提供することによって、より一体としてサービスを提供できるようになり、それが利用者へのより大きな付加価値提供につながると認識しております。自立訓練（生活訓練）サービスの強化は、各種サービスの利用者獲得などのシナジー効果を高めるものと考えております。

⑤ 事業基盤の強化

・事業所数の拡大

当社事業は、一つの事業所でサービスを提供できる利用定員数が「障害者総合支援法」に基づく省令で定められている中、当社は、就労移行支援サービス及び自立訓練（生活訓練）サー

ビスともに事業所数を拡大してきておりますが、今後の継続的な事業の成長には、一層の事業所数拡大を進める必要があると考えております。

・提供サービスの質の向上

今後継続的に事業所開設を行う際に、どの事業所でも質の高いサービスを提供するためには、一人ひとりごとに異なる悩みや不安、課題に寄り添った個別支援（一人ひとりに適した支援）の徹底が必要になります。そのために、研修を充実させ、行動指針の浸透を図っておりますが、今後一層強化し、各事業所に浸透させる必要があると考えております。

・地域・関係機関との連携強化

障害のある方の個別最適なサービスを提供するために、行政・クリニック・支援機関といった社会資源への働きかけも重視しております。社会資源からの紹介を通じて、障害のある方に当社の質の高いサービスを利用していただき、障害のある方の就労移行実績を継続的に示すことで、社会資源からの紹介を更に増やせるものと考えております。今後もドミナント展開を徹底し、地域・関係機関との連携を強化することは重要な課題であると考えております。

⑥　事業関連法令の遵守

当社が展開する事業は、各種法令及び制度に基づいたサービス提供であり、障害者総合支援法及びその関連法令の遵守が事業継続の前提となります。当社では、これらの法令に基づき事業活動を行う中で、今後の法改正に柔軟に対応しつつ、持続可能な指定障害福祉サービス体制の構築を推進してまいります。

⑦　コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、持続的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。当社では、業務執行に対する監督体制を強化することにより透明性の高い経営を目指すとともに、内部統制機能の強化及びコンプライアンス遵守を推進し、企業価値の持続的向上を実現する体制の構築に努めております。具体的には、社外取締役の活用や監査役会、会計監査人、内部監査室との連携を図り、取締役会の経営戦略策定機能・監督機能を十分に発揮できる体制を整えております。今後におきましても、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより内部管理体制の強化を図り、リスク管理の徹底とともに強固なコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。

⑧　財務上の課題

財務上の課題については、安定的に営業キャッシュ・フローを獲得できており、財務基盤は安定していると考えています。今後とも新規事業所開設に伴う投資活動を継続する予定ですが、資金需要は自己資金及び営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とした財務基盤を維持しており、現時点で優先的に対処すべき財務上の課題はありませんが、上記事業上の課題に対する対処及び継続的な設備投資を実行できるよう、投資と内部留保の適切なバランスを検討し、事業の営業キャッシュ・フローの改善等に対処するなど、財務体質のさらなる強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年６月30日現在）

名称	サービス名	概要
指定障害福祉サービス事業	就労移行支援サービス	障害のある方が就労に向けたトレーニングを行い、働くために必要な知識やスキルを習得し、就職後も職場に定着できるサポートを行うサービス
	就労定着支援サービス	一般就労をしている障害のある方が長く職場に定着できるよう、障害のある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
	指定計画相談支援サービス	障害のある方が自分らしく生活していくために福祉サービス利用についての相談と目標に合わせた計画を作成するサービス
	自立訓練（生活訓練）サービス	障害のある方が自立した日常生活や社会生活が送れるよう、生活能力の維持・向上のための訓練や助言などのサポートを行うサービス

(6) 主要な営業所及び工場（2023年６月30日現在）

本　　社	神奈川県川崎市
指定障害福祉サービス事業	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県に全93拠点

(7) 使用人の状況（2023年６月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
695　（7）名	108名増　（1名減）	35.6歳	2.7年

（注）使用人数は就業人員であり、定年再雇用者を除く有期雇用契約者は（　）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	27,690千円
株式会社みずほ銀行	16,082千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2023年3月31日、東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2．株式の状況（2023年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,800,000株

(2) 発行済株式の総数 3,577,450株（自己株式36株を含む）

(3) 株主数 1,473名

(4) 単元株式数 100株

(5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社A&Cコーポレーション	383,100株	10.70%
株式会社KRAC	305,400	8.53
ココルポート社員持株会	244,160	6.82
株式会社アレジアンス	234,300	6.54
佐原敦矢	180,000	5.03
長尾吉祐	137,190	3.83
株式会社SBI証券	127,000	3.55
伊藤純一	120,000	3.35
MSIP CLIENT SECURITIES	116,400	3.25
秋元正秀	85,000	2.37

（注）持株比率は自己株式（36株）を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(7) その他株式に関する重要な事項

① 2023年３月30日を支払期日とする公募増資により、発行済株式の総数は250,000株増加しております。

② 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は123,000株増加しております。

3．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年６月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐原敦矢	
取締役	岩元勝志	管理本部本部長兼人事総務部部長
取締役	長尾吉祐	総合支援事業本部本部長兼就労移行支援4部部長
取締役	高橋龍徳	ジューテックホールディングス株式会社 社外監査役 日比谷総合会計事務所 代表パートナー 東京地方裁判所立川支部 民事調停委員 株式会社日比谷総合コンサルティング 代表取締役
取締役	香月壯一	メディカル・データ・ビジョン株式会社 社外取締役
取締役	増田泰朗	国士舘大学 非常勤講師 増田コンサルティング 代表
常勤監査役	秋元正秀	
監査役	鈴木知幸	東京丸の内法律事務所 代表代行 パートナー 協栄産業株式会社 社外取締役
監査役	森岡伸介	森岡伸介公認会計士税理士事務所 代表 株式会社アイリサーチ 監査役 株式会社田屋 監査役 有限会社フォレストヒル 取締役 学校法人山野学苑 監事 協栄産業株式会社 社外監査役

（注）１．取締役高橋龍徳氏、取締役香月壯一氏及び取締役増田泰朗氏は、社外取締役であります。
２．監査役鈴木知幸氏及び監査役森岡伸介氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役秋元正秀氏は、指定障害福祉サービス事業に携わった経験が豊富であり、かつ当社の管理本部長を務めた経験もあり、指定障害福祉サービス事業の経理・財務業務に関する知見を有しております。
４．監査役鈴木知幸氏は、弁護士・税理士の資格を有しており、法律、企業法務及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役森岡伸介氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．2022年９月28日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、取締役伊藤純一氏は任期満了により退任いたしました。

7．2022年９月28日開催の第11回定時株主総会において、増田泰朗氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
8．当社は、取締役高橋龍徳氏、取締役香月壮一氏、取締役増田泰朗氏、監査役鈴木知幸氏及び監査役森岡伸介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第１項並びに当社定款の定めに基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社役員であり、保険料は、そのすべてを当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による悪意又は重大な過失がある場合の損害等については補填の対象外とすることとしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2022年10月14日開催の定時取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針について以下のとおり決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、2020年７月15日開催の定時取締役会決議により設置された任意の指名・報酬委員会に諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、第13期（2024年６月期）以降にかかる取締役の個人別の報酬等については、取締役会より委任を受けた指名・報酬委員会が取締役の個人別の報酬額を審議及び決定し、支給することとしております。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は年度単位で変更される、業績に連動しない固定の金銭報酬である基本報酬により構成されております。業績連動報酬等及び非金銭報酬等については、現時点においては導入しておりません。

ｂ．基本報酬に関する方針

指名・報酬委員会にて取締役の個人別に、職務・貢献度・業績等を勘案の上、審議・決定し、取締役会に答申を行い、取締役会より委任を受けた代表取締役社長佐原敦矢が当該指名・報酬委員会の決議内容を参考に決定し、支給しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職務や貢献度を適切に把握・判断するには代表取締役社長が適していると判断したためです。なお、取締役の報酬等は、2019年６月14日開催の臨時株主総会決議により、社外取締役以外の取締役の報酬の額を年額100,000千円以内、社外取締役の報酬の額を年額15,000千円以内としております。また、退任時の慰労金は支給しておりません。

ｃ．報酬等の割合に関する方針

基本報酬のみとなります。

d．報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は、月次の固定金銭報酬として支給し、取締役の個人別の報酬額の変更は毎年10月に行います。

e．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

当社は、取締役の報酬等を公正に決定するという観点から、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、代表取締役社長と独立社外取締役３名で構成されており、社外取締役が過半数を占めています。

取締役の個人別の報酬等について、年に１回指名・報酬委員会にて取締役の個人別に、職務・貢献度・業績等を勘案の上審議・決定し、取締役会へ答申されます。その後、取締役会より委任を受けた代表取締役社長佐原敦矢が当該指名・報酬委員会の決議内容を参考に決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	85,236千円 (13,200)	85,236千円 (13,200)	－	－	7名 (4)
監査役 （うち社外監査役）	15,000 (7,200)	15,000 (7,200)	－	－	3 (2)
合計 （うち社外役員）	100,236 (20,400)	100,236 (20,400)	－	－	10 (6)

（注）１．取締役の報酬の額は、2019年６月14日開催の臨時株主総会において、社外取締役以外の取締役の報酬の額を年額100,000千円以内、社外取締役の報酬の額を年額15,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち、社外取締役は２名）です。

２．監査役の報酬の額は、2020年９月29日開催の第９回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち、社外監査役は２名）です。

３．上表には、2022年９月28日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役１名の報酬を含んでおります。

③　当事業年度に支払った役員退職慰労金
　　役員退職慰労金制度がなく、該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
　　社外取締役及び社外監査役の重要な兼職につき、当社と各兼職先との間に特段の取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 高橋 龍徳	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。また、指名・報酬委員会の委員長として、委員会6回のうち、6回に出席しております。公認会計士・税理士としての専門的見地、経営コンサルティングの経験からの幅広い見識に基づき適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するため適切な役割を果たしております。
取締役 香月 壯一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。また、指名・報酬委員会の委員として、委員会6回のうち、6回に出席しております。上場企業での役員経験からの幅広い見識に基づき適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するため適切な役割を果たしております。
取締役 増田 泰朗	2022年9月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。また、指名・報酬委員会の委員として、委員会5回のうち、5回に出席しております。上場企業での役員経験からの幅広い見識に基づき適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するため適切な役割を果たしております。
監査役 鈴木 知幸	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、企業法務及び法律等に関し、弁護士・税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 森岡 伸介	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4．会計監査人の状況

(1) 名称　　太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,981千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,631千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

５．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,904,856**	**流動負債**	**579,172**
現金及び預金	834,764	1年内返済予定の長期借入金	35,034
売掛金	945,565	リース債務	2,935
貯蔵品	46,745	未払金	106,665
前払費用	77,179	未払費用	225,624
未収入金	4,071	未払法人税等	143,288
貸倒引当金	△3,470	預り金	65,624
固定資産	**603,642**	**固定負債**	**119,084**
有形固定資産	**304,106**	長期借入金	8,738
建物附属設備	275,407	リース債務	4,749
工具、器具及び備品	21,569	資産除去債務	105,564
リース資産	7,130	その他	32
無形固定資産	**11,532**	**負債合計**	**698,256**
商標権	1,584	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	9,948	**株主資本**	**1,810,242**
投資その他の資産	**288,002**	**資本金**	**556,350**
繰延税金資産	60,542	**資本剰余金**	**373,930**
敷金及び保証金	226,653	資本準備金	373,224
その他	806	その他資本剰余金	705
		利益剰余金	**880,176**
		その他利益剰余金	880,176
		繰越利益剰余金	880,176
		自己株式	**△214**
		純資産合計	**1,810,242**
資産合計	**2,508,498**	**負債純資産合計**	**2,508,498**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年７月１日から
2023年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,083,804**
売上原価		**3,573,177**
売上総利益		**1,510,627**
販売費及び一般管理費		**898,277**
営業利益		**612,349**
営業外収益		
受取利息	1	
助成金収入	5,008	
物品売却益	1,342	
その他	173	6,526
営業外費用		
支払利息	1,827	
固定資産除却損	401	
上場関連費用	7,964	
株式交付費	12,298	
その他	22	22,513
経常利益		**596,362**
税引前当期純利益		**596,362**
法人税、住民税及び事業税	173,366	
法人税等調整額	△29,907	143,458
当期純利益		**452,903**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年８月22日

株式会社ココルポート
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 河島　啓太 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 堤　康 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ココルポートの2022年７月１日から2023年６月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年７月１日から2023年６月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議議事録及び稟議書等の決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月25日

株式会社ココルポート　監査役会
常勤監査役　秋　元　正　秀 ㊞
社外監査役　鈴　木　知　幸 ㊞
社外監査役　森　岡　伸　介 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　監査役１名選任の件

監査役森岡伸介氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、神谷有子氏は森岡伸介氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任する監査役森岡伸介氏の任期の満了すべき時までとなります。

本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※ 神谷有子（かみや ゆうこ） （1964年11月25日）	1988年４月　株式会社QUICK入社 1993年４月　朝日新和会計社（現　有限責任あずさ監査法人）入社 2000年９月　株式会社エフエム東京入社 2008年11月　ジグノシステムジャパン株式会社取締役 2012年４月　税理士法人会計実践研究所入所 2015年９月　神谷有子税理士事務所設立代表（現任） 2016年２月　株式会社ファンドクリエーショングループ社外監査役（現任）	0株
【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士及び税理士としての豊富な知見と、企業における経理・財務の業務経験を有しており、特に、経理・財務の観点から中立的な立場で、当社の経営に対する適切な監査を行っていただけると期待して、監査役候補者といたしました。		

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

３．神谷有子氏は、社外監査役候補者であります。

４．当社は、神谷有子氏が原案どおり選任された場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同氏との間で同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6．神谷有子氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合は、新たに独立役員となる予定であります。

（ご参考）

第１号議案が原案どおり承認された場合、本株主総会終結後の各取締役及び監査役が備えるスキルは以下のとおりです。

氏名	地位・役職	専門性・経験を発揮できる分野					
		企業経営	マーケティング・営業	財務・会計	人事戦略	コンプライアンス・リスクマネジメント	福祉サービス・障がい者支援
佐原敦矢	代表取締役社長	○	○		○		○
岩元勝志	取締役			○	○	○	○
長尾吉祐	取締役	○	○	○	○		○
高橋龍徳	社外取締役/独立役員			○			
香月壯一	社外取締役/独立役員	○	○	○		○	
増田泰朗	社外取締役/独立役員	○		○	○	○	
秋元正秀	監査役				○	○	○
鈴木知幸	社外監査役/独立役員					○	
神谷有子	社外監査役/独立役員			○			

第２号議案　取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年６月14日開催の臨時株主総会において、社外取締役以外の取締役（以下「常勤取締役」といいます。）の報酬の額を年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、社外取締役の報酬の額を年額15,000千円以内とご承認いただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、常勤取締役に対して、業績及び持続的な企業価値向上を意識した職務遂行を促進することを目的とした業績連動報酬制度を導入するとともに、昨今の社外取締役に期待される役割の増大等の諸般の事情を勘案し、常勤取締役の基本報酬の額を年額100,000千円以内、業績連動報酬等の額を年額50,000千円以内、社外取締役の基本報酬の額を年額30,000千円以内とすること、業績連動報酬等については目標指標の達成度に応じて基準額に支給率及び係数を乗じる方法にて算定すること、並びに各取締役に対する具体的金額及び具体的な算定方法、支給の時期等の決定は取締役会にて決定することにつきご承認をお願いするものであります。なお、取締役の個人別の報酬等の決定については、取締役会の決議により、取締役会より委任を受けた、任意の指名・報酬委員会へ一任のうえ、決定いたします。

本議案が原案どおり承認されることを条件に、後記（ご参考）欄のとおり取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を2023年８月31日開催の取締役会において決議しております。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に沿った基本報酬及び業績連動報酬等を支給するためのものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は６名（うち社外取締役３名）であります。

（ご参考）

＜取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針＞

本議案が原案どおり承認された場合、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は以下のとおりです。

１．基本報酬（業績に連動しない金銭報酬）の額又はその算定方法の決定方針

基本報酬は業績に連動しない月額固定の金銭報酬とし、職務・貢献度・業績等を勘案の上、指名・報酬委員会において、個人別の報酬額を審議及び決定し、支給します。

２．業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績に応じた金銭報酬とします。

年に１回、指名・報酬委員会での必要な手続きを経て取締役会の決議により、売上計画、経常利益計画、税引後純利益計画の３指標、各指標の支給率、基準額、役位別の係数を定めます。

そのうえで、各指標をそれぞれ100％達成した場合に、基準額に、達成した当該指標の支給率及び役位別の係数を乗じた金額を支給します。

3．非金銭報酬の内容及び非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定方針

非金銭報酬等はありません。

4．報酬等の種類ごとの割合の決定方針

■常勤取締役

業績に連動しない月額固定の金銭報酬である基本報酬と、業績連動報酬により構成されております。基本報酬と業績連動報酬の割合は、業績連動報酬の各指標の目標達成度が全て100％の場合、４：１としております。

■社外取締役

業績に連動しない月額固定の金銭報酬である基本報酬のみで構成されております。

5．報酬等の付与時期や条件に関する方針

業績に連動しない月額固定の金銭報酬は、個人別の報酬額の決定を毎年10月に行い、月次で支給します。

業績連動報酬等は、個人別の報酬額の決定を行い、年１回定時株主総会後に速やかに支給します。

6．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の個人別の報酬等のうち、基本報酬（業績に連動しない金銭報酬）については、職務・貢献度・業績等を勘案の上、指名・報酬委員会において個人別の報酬額を審議及び決定します。

また、業績連動報酬等については、取締役会が、指名・報酬委員会での必要な手続きを経た上で、売上計画、経常利益計画、税引後純利益計画の３指標、各指標の支給率、基準額、役位別の具体的な係数を定めます。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場

ステーションコンファレンス川崎　Room A

神奈川県川崎市幸区大宮町１番地５
カワサキデルタ　JR川崎タワーオフィス棟３階

交通

J　　R	**川崎駅**	**中央北改札又は中央南改札を出て 中央西口より徒歩３分（※）**
京　　急	**京急川崎駅**	**中央口より徒歩10分**

※　JR川崎駅には北改札もございますが、大幅に遠回りになるため、中央北改札又は中央南改札をご利用ください。
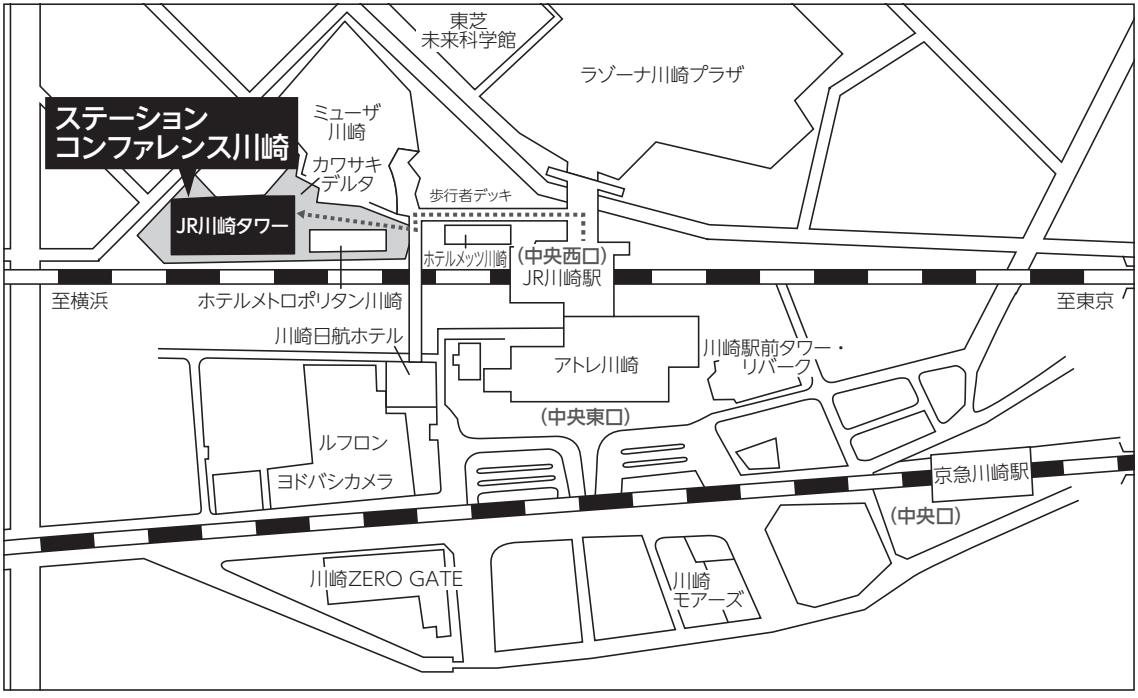
※　当日、駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。